放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1（2）： 知事等（教育委員会）が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	127	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	155	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第１ 第12の項 放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第１条	みよし市放課後児童健全育成事業運営規程（令和５年みよし市教育委員会規程第１号）第２条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の（子ども）が（健やかに成長）し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。	放課後児童クラブは、（小学校に就学している児童）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に専用の施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その（健全な育成を図る）ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		みよし市放課後児童クラブ条例（平成３０年みよし市条例第２号） みよし市放課後児童健全育成事業運営規程(令和5年3月23日教育委員会規程第1号) みよし市放課後児童クラブ条例第１２条の規定に基づく減免について（令和５年４月１日）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令157条 項2号	みよし市放課後児童クラブ条例（平成３０年みよし市条例第２号）第１２条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令157条 項2号ﾍ	みよし市放課後児童クラブ条例第１２条の規定に基づく減免について（令和５年４月１日）第１条２号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令157条 項2号ﾇ	みよし市放課後児童クラブ条例第１２条の規定に基づく減免について（令和５年４月１日）第１条１号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	児童の保護者

番号法第９条第２項の条例に規定した日	2025年06月30日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.